

「(仮称)第5次宇都宮市男女共同参画行動計画」における重点施策の選定について

第5次行動計画の施策体系(案) (●:重点施策)

基本目標・施策の方向・施策	重点施策に選定した理由
<p>基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の浸透</p> <p>施策の方向1 固定的性別役割分担意識の解消や慣行の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 世代に応じた固定的性別役割分担意識の解消 ● ② 活動の場に応じた固定的性別役割分担意識の解消 <p>施策の方向2 男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 若年層における男女共同参画の教育の推進 ④ 男女共同参画の学習機会の充実 ⑤ 男女共同参画についての広報・啓発活動 	<p>施策② 活動の場に応じた固定的性別役割分担意識の解消</p> <p>様々な組織で指導的立場や中心的役割を担う世代においては、依然として、固定的性別役割分担意識が高い状況であり、女性が「職場」や「地域」などで活躍するためには、世代に応じた意識改革を基本としながら、職場や地域、家庭などの活動の場における意識改革に向けた取組が必要であることから、重点施策に選定する。</p>
<p>基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の推進</p> <p>施策の方向3 雇用の場における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ⑥ 女性の活躍に向けた人材育成・就労支援 ⑦ 仕事と子育てや介護等との両立支援 ⑧ 働きやすい職場環境整備に向けた支援 ● ⑨ 男性の家庭参画の促進 <p>施策の方向4 地域・社会における男女共同参画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑩ 女性のチャレンジへの支援 ● ⑪ 地域における男女共同参画の推進 <p>施策の方向5 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ⑫ 市の政策・方針決定過程における女性の登用促進 ⑬ 自営の商工業や農業・林業従事者、地域等における方針決定への女性の参画促進 	<p>施策⑥ 女性の活躍に向けた人材育成・就労支援</p> <p>本市は、全国と比較し、30代の女性の労働力が低下する、いわゆる「M字カーブ」のM字の谷の部分が高い状況である中、国において「女性デジタル人材育成プラン」が策定されるなど、より一層、柔軟な働き方や女性の経済的自立を可能とする人材育成や就労支援が必要であることから、重点施策に選定する。</p> <p>施策⑨ 男性の家庭参画の促進</p> <p>令和3年に「育児・介護休業法」が改正され、より一層、男性自身の家事・育児への理解促進や、企業における男性が家事・育児に参加できる職場風土づくりの促進が必要となるとともに、国・県においても、男性の育休取得率の目標値を掲げ、男性の家庭参画を促進しており、本市も積極的に取り組んでいく必要があることから、重点施策に選定する。</p> <p>施策⑪ 地域における男女共同参画の推進</p> <p>現行計画において、成果指標として設定している「社会活動に参加する市民の割合」は、令和3年度は目標値を大きく下回るとともに、地域活動においては、依然として、男性がリーダーを占めており、地域における女性リーダーの育成や女性の参画を促進する必要があることから、重点施策に選定する。</p> <p>施策⑫ 市の政策・方針決定過程における女性の登用促進</p> <p>本市の審議会等について、国・県と比較して女性の登用率が低く、更なる取組の強化が必要であるとともに、国・県においても、登用率の目標値を掲げ、女性の登用を促進しており、本市も積極的に取り組んでいく必要があることから、重点施策に選定する。</p>
<p>基本目標Ⅲ 一人ひとりの人権が尊重された社会づくり</p> <p>施策の方向6 女性等に対するあらゆる暴力の根絶</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ⑭ 配偶者等からの暴力対策の推進とDV被害者等への支援の充実 ⑮ 女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止 <p>施策の方向7 困難を抱える女性への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ⑯ 不安や困難を抱える女性への支援 <p>施策の方向8 多様な性を尊重する社会づくりと性差に応じた健康支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ⑰ 多様な性についての理解促進 ⑱ 性についての教育・学習機会の充実 ⑲ 性差に応じた生涯にわたる健康支援 	<p>施策⑭ 配偶者等からの暴力対策の推進とDV被害者等への支援の充実</p> <p>令和元年に「DV防止法」が改正され、被害者の保護の範囲が子どもにも広がり、児童福祉部門との連携強化が必要となる中、本市においても、関係機関や民間支援団体と連携したDV被害者の子どもへの支援の充実が必要であることから、重点施策に選定する。</p> <p>施策⑯ 不安や困難を抱える女性への支援</p> <p>コロナ下で不安や困難を抱える女性の増加等の社会環境の変化や、令和4年の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の成立などに伴い、本市においても、女性の孤立化・潜在化する悩みに対応し、多様なニーズに応じた支援の更なる充実が必要であることから、重点施策に選定する。</p> <p>施策⑰ 多様な性についての理解促進</p> <p>県において、「とちぎパートナーシップ宣誓制度」が導入され、本市としても県と連携したサービスを提供するなど、多様な性を取り巻く環境が変化する中、LGBTQなどの多様な性について、社会全体や働く場である企業において更なる理解促進を図ることが必要であることから、重点施策に選定する。</p>